

こころの健康についての取組に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 2024年、「女性支援新法」が施行され、困難な問題を抱える女性を支援する仕組みが構築された。また、同年、「改正DV防止法」が施行され、接近禁止命令の発令要件が拡大されたが、精神的被害を受けた場合は対象とならない。
2. 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としており、労働者数が一定規模以上の事業場を実施義務がある。
3. パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置が法律により義務付けられているが、精神障害の労災認定基準にパワーハラスメントは明示されていないため、パワーハラスメントを原因とした労災認定は行われない。
4. 終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息时间（インターバル時間）を確保する仕組みである勤務間インターバル制度を導入することが法律により事業主の努力義務とされており、2024年の調査によると、この制度を導入している企業の割合は90%以上であった。
5. 2024年、「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者や行政機関に対して、障害者への不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、行政機関に対しては、障害者への合理的配慮を提供する努力義務が設けられた。

(正答 2)

裁判所及び裁判官に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. 憲法は特別裁判所の設置を禁止しているため、裁判所の裁判の前審として行政機関が裁判を行うことはできない。
2. 憲法は刑事裁判の基本的な担い手として職業裁判官を想定しているが、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されていれば、裁判員制度のような国民の司法参加は憲法上禁止されるものではない。
3. 司法権の独立の要請から、裁判官は一般職の公務員よりも強い身分保障が要求されており、下級裁判所の裁判官には憲法上、任期は定められていない。
4. 裁判官は司法権の独立に照らし中立・公正な立場で職務を行う必要があるが、職務を離れた私人としての行動であれば、裁判官の政治運動が禁じられることはない。
5. 最高裁判所裁判官の国民審査の制度は解職制度であるが、積極的に罷免を可とする投票以外の票を罷免を可としない票として扱うことは、投票者の意思に反する結果となり、許されない。

(正答 2)